

加古川市健やか親子21計画策定委員会傍聴要領

平成27年6月23日  
こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市健やか親子21計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の都度、委員長が会場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴の手続き)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会の開会までに、所定の時間及び場所において傍聴希望者受付簿に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴希望者数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、傍聴申請の先着順により決定するものとする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることを認めない。

(傍聴席に立ち入ることを認めない者)

第5条 次に掲げる者は、傍聴席に立ち入ることを認めない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれがある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク等又は楽器の類により委員会の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (5) 前各号のほか、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が、議事に支障があると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明するような行為をしないこと。

- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(委員会の非公開決定)

第7条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場するものとする。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 委員長は、前項の規定により退場させられた者を、第2条及び第3条の規定にかかわらず、傍聴人としなないことができる。

(報道関係者の取扱)

第10条 加古川市記者クラブに加盟する社の記者その他委員長が報道関係者と認める者(以下「報道関係者」という。)は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

- 3 報道関係者は、前項の規定にかかわらず、議事に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影をすることができる。

(補足)

第11条 この基準に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。